

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例

平成 6 年 11 月 1 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関)

第 2 条 本市に次の附属機関を設置する。

- (1) ひたちなか市総合企画審議会
- (2) ひたちなか市環境審議会
- (3) ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会
- (4) ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会
- (5) ひたちなか市住居表示審議会
- (6) ひたちなか市男女共同参画審議会

(組織、設置目的及び職務)

第 3 条 前条の審議会等の委員は、当該審議会等に関係ある公務員、関係団体の役職員、学識経験者及びひたちなか市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が任命又は委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、審議会等の設置目的及び職務については、別表に定めるところによる。

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後といえども後任者の就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

3 学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会等に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会等の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会等は、会長が招集する。

2 審議会等は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会等の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会等は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成8年条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第27号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

附属機関の名称	設置目的及び職務
ひたちなか市総合企画審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 総合計画の基本構想及び基本計画に関すること。 2 国土利用計画市計画に関すること。 3 地域整備計画に関すること。 4 その他必要なこと。

ひたちなか市環境審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 環境の保全に関すること。 2 その他必要なこと。
ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会	ひたちなか市情報公開条例(平成12年条例第1号)又はひたちなか市個人情報保護条例(平成17年条例第2号)に定める実施機関の諮問に応じ、次の事項を審査し、又は審議する。 1 公文書の開示決定等に関する不服申立ての審査に関すること。 2 情報公開に関すること。 3 保有個人情報の開示決定等又は訂正、削除若しくは目的外利用等の中止の請求の諾否決定に関する不服申立ての審査に関すること。 4 その他必要なこと。
ひたちなか市廃棄物減量等推進審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 一般廃棄物の減量等に関すること。 2 その他必要なこと。
ひたちなか市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 市長の住居表示に関する事項の調査審議に関すること。 2 その他必要なこと。
ひたちなか市男女共同参画審議会	市長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 1 男女共同参画社会の形成及び促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項に関すること。 2 その他必要なこと。